

平成 26 年 5 月 7 日

関係各位

会社名：三井物産株式会社  
代表者名：代表取締役社長 飯島彰己  
(コード番号：8031)  
本社所在地：東京都千代田区大手町  
一丁目 2 番 1 号

### 株価条件付株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

三井物産株式会社（本社：東京都千代田区、社長：飯島彰己、以下「当社」）は、平成 26 年 5 月 7 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、株価条件を付した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する方針とし、以下の通り、取締役報酬の内容改定に係る議案を平成 26 年 6 月 20 日開催予定の当社第 95 回定時株主総会の議案とすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）導入の目的

役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く）が株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績と企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるよう、株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役報酬として発行するものです。

#### 2. 議案の内容

当社は、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 88 回定時株主総会における決議により、当社の取締役の報酬額は、固定報酬である月額報酬の額を月額 7 千万円以内、連結当期純利益に基づく業績連動賞与の額を年額 5 億円以内（社外取締役には不支給）とすることをご承認頂き現在に至っておりますが、これらに加え、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額 5 億円以内の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものです。なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

各事業年度において、当社普通株式 500,000 株を年間の上限とする。

#### (2) 新株予約権の総数

各事業年度において、5,000 個を年間の上限とする。

なお、新株予約権 1 個を行使することにより交付を受けることができる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100 株とする。

#### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

#### (5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日を 3 年経過した日の翌日から 27 年間。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

① 対象者が、当社取締役、執行役員\*1)及び監査役\*2)の何れの地位も喪失した日の翌日から起算して 10 年経過した場合は、以降、新株予約権を行使することができないものとする。

\*1) 当社取締役を兼務しない執行役員に対し、今回のものと同種類のストックオプションを当社取締役会の決議により発行する予定です。

\*2) 監査役は、今回の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象とはいたしません。

② 対象者は、株価条件として、割当日から 3 年間の当社株価成長率が TOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、又は上回った場合のみ、割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、当社株価成長率が TOPIX（東証株価指数）成長率を下回った場合には、その度合いに応じ、割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない（株価条件の詳細は後記の通り）。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権のその他の内容等  
新株予約権のその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

本件に関する問合せ先：三井物産株式会社

IR 部 TEL：03(3285)7910

広報部 TEL：03(3285)7540

ご注意：

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、四半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

〔株価条件の詳細〕

- ① 当社株価成長率\*1)が TOPIX (東証株価指数) 成長率\*2)と同じ、又は上回った場合、付与された新株予約権を全て行使できる。
- ② 当社株価成長率が TOPIX (東証株価指数) 成長率を下回った場合、付与された新株予約権の内の一部\*3)しか行使出来ない。

\*1) 割当日から権利行使期間開始日までの3年間の当社株価成長率で、以下の式で算出。

A: 権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

B: 新株予約権の割当日以後、権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

C: 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$\underline{\text{当社株価成長率}} = (A+B) \div C$$

\*2) 割当日から権利行使期間開始日までの3年間の TOPIX (東証株価指数) 成長率で、以下の式で算出。

D: 権利行使期間開始日の属する月の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における TOPIX の終値平均値

E: 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における TOPIX の終値平均値

$$\underline{\text{TOPIX 成長率}} = D \div E$$

\*3) 行使できる新株予約権の個数 = 付与された新株予約権の個数 × (当社株価成長率 ÷ TOPIX 成長率)